

社援発 0707 第 22 号  
令和 5 年 7 月 7 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中 核 市市長

厚生労働省社会・援護局長  
( 公 印 省 略 )

生活保護関係事務における  
マイナンバー情報連携に係る実態調査について (依頼)

平素より、生活保護制度の適切な運営に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

デジタル庁からご連絡があったとおり、今般、マイナンバーの紐付けに誤りのある事案が複数発生していることを踏まえ、生活保護関係事務におけるマイナンバー情報連携に係る実態調査を実施することといたしました。

については、御多用中のところ恐縮ですが、別添調査項目について御回答いただくよう、管内福祉事務所設置市町村（指定都市及び中核市を除く。）に周知いただくとともに、お手数ではございますが、回答をとりまとめの上、令和 5 年 7 月 21 日（金）までに下記の連絡先まで御提出をお願いいたします。その際、本件については、各自治体の番号制度主管課と情報共有のうえ御対応いただきますようお願いいたします。

記

1. 提出期限及び提出先

提出期限：令和 5 年 7 月 21 日（金）17 時

宛先メールアドレス：[hogo-hourei@mhlw.go.jp](mailto:hogo-hourei@mhlw.go.jp)

(厚生労働省社会・援護局保護課企画法令係)

2. 作業方法

(1) 都道府県担当者の作業について

- ① 管内市区町村（指定都市及び中核市を除く。都道府県が実施主体の場合は、都道府県分も作成する。以下同じ。）に調査票様式を送信してください。
- ② 管内市区町村が作成した調査票様式を取りまとめいただき、調査票様式

の一覧表シートに管内市区町村分の結果を貼り付けていただいたうえで、厚生労働省に提出をお願いします。(送信いただくのは都道府県が作成した一覧表ファイルのみで構いません。)

※1 各担当者においては、提出前に、市区町村名に空白がないか、回答必須の項目なのに選択がないなど、調査票への記載誤りがないかを必ず確認してください。

※2 回答に当たっては、福祉事務所ごとではなく、福祉事務所設置自治体ごとに回答してください。なお、管内福祉事務所ごとに運用等が異なり、1つの回答にまとめることが困難な場合は、とりまとめていただく各都道府県を通じて、厚生労働省社会・援護局保護課企画法令係宛てご連絡ください。

## (2) 指定都市・中核市担当者の作業について

上記1の提出先に、調査票様式を直接ご提出ください。

## 3. 提出方法

下記の記載例にならってメール件名及びファイル名を付けて御提出ください。

### (1) メール件名の付け方について

メール件名：【都道府県・指定都市・中核市名】マイナンバーアンケート回答

※(記載例) 東京都の場合：【東京都】マイナンバーアンケート回答

### (2) ファイル名の付け方について

ファイル名：【都道府県・指定都市・中核市名】マイナンバーアンケート回答

※(記載例)：東京都の場合：【東京都】マイナンバーアンケート回答

## 4. 医療扶助のオンライン資格確認の導入に当たっての留意点について

医療扶助のオンライン資格確認の導入に当たっては、保護の実施機関より医療保険者等向け中間サーバー等へ、マイナンバーや受給者番号を含む資格情報等(加入者資格情報、医療券・調剤券情報等)を登録することが必要となることから、令和5年10月の登録開始までに必要となる事項及び留意点について、「医療扶助のオンライン資格確認の導入に向けた資格情報等の登録準備について」(令和5年1月13日付け社援保発0113第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)を示したところです。

今般、マイナンバーと各種制度情報との紐付けに誤りがある事案が複数確

認されたことを踏まえ、医療扶助のオンライン資格確認において正確な資格情報等の登録に向けて、別紙の対応を確実に実施するよう留意願います。

(調査全体に関する照会先)  
社会・援護局  
保護課 企画法令係  
TEL:03-5253-1111 (内線 2827)  
E-mail:hogo-hourei@mhlw.go.jp

(オン資に関する照会先)  
社会・援護局保護課  
保護事業室 医療係  
TEL:03-5253-1111 (内線 2829)  
E-mail:hogo-iryuu@mhlw.go.jp

各都道府県・政令指定都市マイナンバー制度担当部（局） 宛

デジタル庁 マイナンバー情報総点検本部

## 個人情報とマイナンバー（個人番号）の紐付けに係る実態調査について（共有）

日頃より、マイナンバー制度の適正な運営にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

マイナンバーの紐付けに誤りのある事案が複数発生していることを踏まえ、政府全体で総点検と再発防止を強かに推進することを目的として、2023年6月21日にデジタル庁にマイナンバー情報総点検本部が設置されました。マイナポータルで閲覧可能な情報を有する全ての制度等について、個人情報とマイナンバーの紐付けが正確に行われているか、必要な点検を行うこととしております。まずは、7月中に各制度の現場におけるマイナンバーの紐付け作業の実態把握を行い、その結果を踏まえ、個別データの点検が必要なケースの整理を行う予定です。

つきましては、制度所管省庁から、制度担当部局へ調査表をお送りする予定であることをご承知おきください。追って制度所管省庁が調査表を発出の後、その旨、改めてデジタル庁から貴部局へ再度ご連絡いたします。

なお、都道府県におかれましては、この旨を管内市町村（特別区を含む。指定都市を除く）に周知いただきますようお願いいたします。

また、詳細な記載方法は、制度所管省庁からの通知をご覧くださいと存じますが、記載にあたっての全体的な留意点等について下記に記載いたします。

ご多用のところ恐縮ですが本調査にご協力いただきますようお願いいたします。

## 記

1. 記載にあたっての留意点

- ・ 調査表の回答においては、回答の選択に迷う場合や一部で対応できていない紐付け事務がある場合には、より紐付け業務について対応できていない選択肢を選択するなど、より慎重な選択肢を選択するようお願いいたします。
- ・ 集計作業の効率化等のため、エクセルの入力規則に従って入力するようお願いいたします。既に組み込んでいる関数などは編集しないようご注意ください。
- ・ 回答いただく際には、紐付け実施機関として責任を持った回答をお願いいたします。

2. これまで把握されている個人情報とマイナンバーの紐付けの誤りの原因（例）

①紐付け実施機関が住基ネットの利用（J-LIS 照会）等により、対象者のマイナンバーを取得する際に住所を含まないカナ氏名及び生年月日のみを用いて照会を行い、マイナンバーを取得していた。

住基ネットの利用（J-LIS 照会）等により同姓同名の情報が出力された場合、カナ氏名及び生年月日に加え、氏名、住所情報等を活用してマイナンバーを特定する必要があるが、十分な確認が行われないうまま、個人情報にマイナンバーが紐付けられていた。

&lt;連絡先&gt;

デジタル庁マイナンバー情報総点検本部

TEL : 03-4477-6775

E-Mail : ██████████  
██████████  
████████████████████

## 別 紙

(注)「医療扶助のオンライン資格確認の導入に向けた資格情報等の登録準備について」(令和5年1月13日付け社援保発0113第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)に沿った内容を改めてお知らせするものです。

医療扶助のオンライン資格確認における正確な資格情報等の登録について

### (1) 個人番号の真正性の確保について

#### ① 概要

医療扶助のオンライン資格確認においては、保護の実施機関から社会保険診療報酬支払基金(以下、「支払基金」という。)の中間サーバーへ、個人番号に紐付けて資格情報等を登録することとなる。

このため、これまで福祉事務所システム内で個人番号を管理していない保護の実施機関においても、福祉事務所システム内において被保護者の個人番号を管理する対応が必要となる。

その際、中間サーバーに、誤った個人番号に紐付けられた資格情報等が登録された場合、医療機関及び薬局(以下、「医療機関等」という。)のほか、マイナポータルにおいて別の被保護者の資格情報等が表示される恐れがあるため、中間サーバーに登録される個人番号の真正性を確保する必要がある。

#### ② 対応

福祉事務所システムから中間サーバーに個人番号を登録する際には、以下の対応を行う必要がある。

- a 住民基本台帳ネットワークシステムを利用して個人番号をキーとした本人確認情報を照会し、基本4情報(氏名、生年月日、性別、住所)の一致を確認することにより、個人番号の真正性の確認を確実に行う。
- b 自治体のセキュリティポリシー等の理由により、福祉事務所システム内での個人番号の管理ができず、自治体内の統合宛名システムから個人番号を取得する方式等により、中間サーバーへ情報連携を行う場合は、上記と同様に住民基本台帳ネットワークシステムを利用した番号照会等による個人番号の真正性の確認を確実に行う。
- c 管内に住民登録がない者(以下、「住登外者」という。)において、福祉事務所システムへの資格情報等の手入力等の運用を行わざるを得ない場合は、以下に示す方法により、個人番号の真正性の確認を行う。
  - (a) 住登外者に個人番号の提供を依頼し、個人番号を取得したうえで、

住民基本台帳ネットワークシステムを利用して、取得した個人番号をキーとした本人確認情報を照会し、基本4情報の一致を確認する。

- (b) 住登外者から個人番号を取得できない場合は、基本4情報を検索条件として地方公共団体情報システム機構(J-LIS)に照会を行い、基本4情報の一致を確認した個人番号を取得する。

## (2) 受給者番号の固定化の徹底について

### ① 概要

医療扶助のオンライン資格確認においては、「公費負担者番号」と「受給者番号」を個人を特定するための情報として利用する。

そのため、令和5年10月から中間サーバーに登録する受給者番号は各被保護者と一意である必要があり、複数人(既に保護廃止となった者を含む)に同一の受給者番号が付番されている場合、別の被保護者の情報が医療機関等で閲覧される恐れがある。

このような事態を防止するため、同一の公費負担者番号のもとでは、同一の受給者番号を複数人に採番せず、1人の被保護者に対してのみ採番するよう固定化する必要がある。

### ② 対応

通知を確認のうえ、改めて以下の対応を徹底すること。

- a 被保護者には、保護決定の際に受給者番号を付番する。
- b 受給者番号は、医療券及び調剤券の発行の都度で変更することはできず、同一の被保護者に対し、保護の受給期間中は同一の受給者番号を用いる。なお、生活保護の停止又は廃止後、生活保護受給を再開する場合等において、当該被保護者に保護の停廃止前の受給者番号を再度用いることは可能である。
- c 過去に付番された受給者番号は、別の被保護者への付番を禁止する。

## (3) 資格情報等の登録開始までのスケジュールの厳守

福祉事務所システムから中間サーバーへ資格情報等の登録を行う際に、誤った個人番号や受給者番号を登録した場合には、医療機関等やマイナポータルにおいて当該情報に紐づいた別の被保護者の資格情報等が表示される恐れがある。

また、正しい個人番号や受給者番号にて登録が行われた場合でも、その他のインターフェイス項目に不適切なデータが設定されている際には、医療機関等やマイナポータルに不適切なデータが表示され、被保護者が誤った情報を閲覧することが可能となってしまう恐れがある。

福祉事務所システムから中間サーバーへ登録したデータが誤っていた場合には、検証運用が開始されるまでに、福祉事務所等にてデータの修正を行う必要があることから、データ整備（個人番号の真正性の確保、受給者番号の固定化）については、本年9月までに完了させるよう準備を進める必要がある。

マイナンバー情報連携関係実態調査 調査項目

<生活保護関係>

Q1-1【市町村問】当該団体の住民（住民基本台帳に記載されている者）について、各業務システムについて、住基システム又は宛名管理システムとの自動連携によりマイナンバーを取得する機能を導入しているか。

（注）生活保護業務システムにおいてはマイナンバーと被保護者情報の紐付けを行っておらず、宛名番号等（マイナンバー以外の個人単位の番号）と被保護者情報を紐付けており、宛名番号等とマイナンバーが生活保護業務システム外で紐付けられている場合は、本問中「マイナンバー」を当該宛名番号等と読み替えてご回答ください。

- ① 該当の機能を導入している（Q2以降は上記以外の者（住登外者等）に対する調査としてご回答ください。）。
- ② 上記機能を導入していない（業務システムを導入していない場合を含む。）。

Q1-2【都道府県問】当該団体の住民（都道府県内の市町村の住民基本台帳に記載されている者）について、各業務システムについて、住基ネットの都道府県サーバーとの自動連携（※）によりマイナンバーを取得する機能を導入しているか。

（注）生活保護業務システムにおいてはマイナンバーと被保護者情報の紐付けを行っておらず、宛名番号等（マイナンバー以外の個人単位の番号）と被保護者情報を紐付けており、宛名番号等とマイナンバーが生活保護業務システム外で紐付けられている場合は、本問中「マイナンバー」を当該宛名番号等と読み替えてご回答ください。

- ① 該当の機能を導入している（Q2以降は上記以外の者に対する調査としてご回答ください。）。
- ② 上記機能を導入していない（業務システムを導入していない場合を含む。）。

※一定の条件で住基ネットの都道府県サーバーから自動的に業務システムがマイナンバー等の情報を取り込むことを想定しており、住基ネット全国センターに対する通常の即時照会や一括照会によるものとは異なる。

Q2 マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務に関するマニュアルを定めているか。

- ① 定めている。
- ② 定めていない。
- ③ 定める予定である（ 年 月）。
- ④ 定めていないが、制度所管省庁の紐付け業務に関するマニュアル・ガイドライン（事務処理要領）等がある。

※ 以降の調査項目では、マニュアルの規定内容を回答するのではなく、業務の実態をご回答ください。

Q3 各種申請において申請者よりマイナンバーの記載又は提示を求めているか。

- ① 求めている。
- ② 求めていない。（Q6へ）

Q4 本人以外（事業主等）からマイナンバーを得ている場合、どのように確認しているか。

（注1）他の機関を経由して提出がある場合を念頭においており、保護の対象世帯について、ある世帯員が他の世帯員のマイナンバーを提出する場合はここに含みません。

（注2）都道府県設置福祉事務所が、町村役場経由で保護申請等を受け取る場合はここに該当します。この場合、「事業主等」を「町村役場」と読み替えてご回答ください。

- ① 事業主等から提出された場合でも、J-LIS 照会等によりマイナンバーを確認している又は本人から提出されたマイナンバーを事業主等が確認書類により確認している。
- ② 確認していない（事業主等がマイナンバーを確認書類による確認を求めている場合も含む。）。
- ③ 本人以外（事業主等）からの届出は無い。

Q5 マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務を行う際、当該事務に係る対象者又は他の行政機関・部署から、マイナンバー確認書類・データ（マイナンバー記載の住民票、マイナンバーカード、通知カード+本人確認書類）に基づき、マイナンバーを取得しているか。

（注）質問中「他の行政機関・部署から」マイナンバーを取得する場合とは、生活保護関係では、主に、都道府県設置福祉事務所が町村役場経由で申請等を受け取る場面が想定されます。この場合、町村役場にて上記の確認書類・データを得て、住民票等の確認書類を付して都道府県に申請等を回付している場合も、①に含みます。

- ① 必ず上記方法により取得しており、確認書類が揃わないこと等によりマイナンバーを取得できない場合は紐付けない。（Q10へ）
- ② ①以外の方法により取得している。

Q6 マイナンバーの記載がない場合又は提出がない場合、どのように対応しているか。

（注1）当該団体の住民と住民以外で取り扱いが異なる場合も含め、該当があるものすべてを選択してください。

（注2）都道府県設置福祉事務所の場合、保護申請等を町村役場で受け付けており町村役場において組織内の住基システム等により確認している場合は②を選択してください。

- ① 住基ネットの利用（J-LIS 照会）により確認している。
- ② 組織内の住基システム等により確認している。

（Q7～9の注）生活保護業務システムにおいてはマイナンバーと被保護者情報の紐付けを行っておらず、宛名番号等（マイナンバー以外の個人単位の番号）と被保護者情報を紐付けており、宛名番号等とマイナンバーが生活保護業務システム外で紐付けられている場合は、Q7～9については、「マイナンバー」を当該宛名番号等と読み替えてご回答ください。

Q7-1 住民票等記載の氏名・生年月日・性別・住所（住民票等の記載内容と完全一致（※）している場合に限る。以下同じ）全部の情報により、住基ネットの利用（J-LIS 照会）や組織内の住基システムからマイナンバーを照会し、マイナンバーを取得しているか。

（※）住所表記のゆれ（例：5丁目-4-3、5-4-3、5の4の3）は完全一致とみなす。

- ① 取得している。
- ② 取得していない。

Q7-2 氏名・生年月日・性別・住所の確認が出来ない場合、どのように対応しているか。

- ① 氏名・生年月日・性別・住所の一部の情報によりマイナンバーを取得している。
- ② 紐付けを行わない。(Q9 へ)

Q7-3 【Q7-2 において①と回答した場合】氏名・生年月日・性別・住所のうち、どの情報で照会するか決めているか。

- ① 決めている。
- ② 決めていない。

Q7-4 【Q7-3 において①と回答した場合】その情報はどれか。(該当箇所全てに「○」を入れてください)

- ① 漢字氏名
- ② カナ氏名
- ③ 生年月日
- ④ 性別
- ⑤ 住所

Q8-1 氏名・生年月日・性別・住所のうち一部の情報により、住基ネットの利用(J-LIS 照会)や組織内の住基システムからマイナンバーを確認し、マイナンバーを取得しているが、照会の結果、複数の者が該当した場合、どのように対応しているか。

- ① 組織で定めた別途の方法(※)に基づき対応している。  
(別途の方法の概要(マニュアルの有無、別途の方法で特定した場合の確認方法等)を記載のうえ補足資料があれば提出をお願いします。)
- ② 具体的に定めた方法はなく、担当者に事実上任されている。(Q9 へ)
- ③ 紐付けを行わない。(Q9 へ)

(※)「別途の方法」の例

例1 当初のマイナンバー照会の際には用いなかった本人確認4 情報を追加的に用い、複数担当者・複数回による確認を経て、最終的には本人確認4 情報全てにより特定

例2 住所として表示された場所にマイナンバーを照会する文書を送付し、マイナンバーを確認 等

Q8-2 【Q8-1 において①と回答した場合】別途の方法にて対応する際、本人として特定できた場合のみ紐付けを行っているか。

- ① 必ず別途の方法で、本人として特定できた者に限り紐付けしている(特定できなかった場合については紐付けしていない)。
- ② 別途の方法で、本人として特定できなかった者についても紐付けを行っている場合もある。

Q9 マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務を行う際、住基ネットの利用(J-LIS 照会)や組織内の住基システムからマイナンバーを確認し、情報を紐付けるための手順として、どのような対応をとっているか。

- ① 複数職員で確認している。
- ② 上記以外の場合であって、システム上、承認する理由を記載させるなど記録が残るようにしている。
- ③ ①以外の場合であって、完全一致していないが、紐付けたことを記録として残している。
- ④ 特に記録を残したり、別の職員が確認したりしていない。

Q10 過去に何らかの原因でマイナンバーの紐付け誤りがあり（各業務システム内のデータが適正でなかった場合に起因する紐付け誤りを含む。）、それを国（制度所管庁）への報告や公表のいずれもしていない事例がないか。ある場合、その原因は特定できているか。また改善されているか。

- ① 事例はない。
- ② 事例はある。原因も特定されており、改善されている（概要を添付してください。）。
- ③ 事例はある。原因も特定されているが、改善されていない（概要を添付してください。）。
- ④ 事例はある。原因が特定されず、改善されていない（概要を添付してください。）。

<<以下、生活保護関係追加問>>

【Q11は全自治体でご回答ください】

Q11:生活保護業務システムにおいてマイナンバーと被保護者情報は紐付けられているか。

- ① 紐付けられている。
- ② 生活保護業務システムにおいてはマイナンバーと被保護者情報は紐付けられておらず、宛名番号等（マイナンバー以外の個人単位の番号）と被保護者情報を紐付けており、宛名番号等とマイナンバーは生活保護業務システム外で紐付けられている。

Q12 【Q11において②と回答した場合】生活保護関係業務（保護申請時等）で本人等から取得したマイナンバーを、マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務に用いているか。

- ① 用いていない。
- ② 用いている。

【Q13～14は都道府県設置福祉事務所についてのみご回答ください】

Q13:保護申請等をどのように受け付けているか。

- ① 町村役場で申請書等を受け付け、都道府県に町村役場から回付している。
- ② 都道府県で直接本人から申請書等を受け付けている。
- ③ ①②いずれも可能としている。
- ④ その他（具体的に記載）

Q14:【Q13において①・③・④と回答した場合】町村役場及び都道府県において、どのようにマイナンバーを確認しているか。

- ① 町村役場が本人から提出されるマイナンバー確認書類や町村内の住基システム等でマイナンバーを確認し、当該確認書類やマイナンバー記載の住民票等の確認書類を町村役場から都道府県に提出している。

- ② 町村役場ではマイナンバーを確認せず、都道府県において住基ネットの利用(J-LIS 照会)によりマイナンバーを確認している。
- ③ その他の方法で確認している(具体的に記載)

# マイナンバー情報連携関係実態調査 調査項目回答シート

## 回答者情報

制度等		◆リストから選択(厚労省で入力)
組織区分	市町村	◆リストから選択
属性		◆マイナポータル閲覧対象事務において、同制度内に、マイナンバーと紐付ける管理情報が複数ある場合等(厚労省で入力)
組織名		◆入力 ※自治体の場合は都道府県コード・都道府県名・市区町村名を空白を入れず入力。郡名は省略。(例:14神奈川県相模原市)
担当部署名		◆入力
回答責任者役職		◆入力 ※課長級以上の役職の方が回答責任者となり、回答内容に担当者ごとのバラつきがないようにお願いいたします。
回答責任者氏名		◆入力
連絡先氏名		◆入力 ※不明点がある場合の問い合わせ先の記入をお願いいたします。
電話番号		◆入力
メールアドレス		◆入力

情報未入力あり

未回答あり

## 調査項目への回答

項番	質問	回答をリストから選択 (一部自由記載)
1-1	(市町村の場合のみ回答) 当該団体の住民(住民基本台帳に記載されている者)について、各業務システムについて、住基システム又は宛名管理システムとの自動連携によりマイナンバーを取得する機能を導入しているか。	
1-2	(都道府県の場合のみ回答) 当該団体の住民(都道府県内の市町村の住民基本台帳に記載されている者)について、各業務システムについて、住基ネットの都道府県サーバーとの自動連携(※)によりマイナンバーを取得する機能を導入しているか。 ※一定の条件で住基ネットの都道府県サーバーから自動的に業務システムがマイナンバー等の情報を取り込むことを想定しており、住基ネット全国センターに対する通常の即時照会や一括照会によるものとは異なる。	
2	マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務に関するマニュアルを定めているか。	
③を選択の場合、予定年月を記載してください。		
3	各種申請において申請者よりマイナンバーの記載又は提示を求めているか。	
4	本人以外(事業主等)からマイナンバーを得ている場合、どのように確認しているか。	
5	マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務を行う際、当該事務に係る対象者又は他の行政機関・部署から、マイナンバー確認書類・データ(マイナンバー記載の住民票、マイナンバーカード、通知カード+本人確認書類)に基づき、マイナンバーを取得しているか。	
6	マイナンバーの記載がない場合又は提出がない場合、どのように対応しているか。 (該当箇所全てに「○」を入れてください)	①住基ネットの利用(J-LIS照会)により確認している。 ②組織内の住基システム等により確認している。
7-1	住民票等記載の氏名・生年月日・性別・住所(住民票等の記載内容と完全一致(※)している場合に限る。以下同じ)全部の情報により、住基ネットの利用(J-LIS照会)や組織内の住基システムからマイナンバーを照会し、マイナンバーを取得しているか。 ※住所表記のゆれ(例:5丁目-4-3、5-4-3、5の4の3)は完全一致とみなす。	
7-2	氏名・生年月日・性別・住所の確認が出来ない場合、どのように対応しているか。	
7-3	【Q7-2において①と回答した場合】 氏名・生年月日・性別・住所のうち、どの情報で照会するか決めているか。	
7-4	【Q7-3において①と回答した場合】 その情報はどれか。 (該当箇所全てに「○」を入れてください)	①漢字氏名 ②カナ氏名 ③生年月日 ④性別 ⑤住所
8-1	氏名・生年月日・性別・住所の一部の情報により、住基ネットの利用(J-LIS照会)や組織内の住基システムからマイナンバーを確認し、マイナンバーを取得しているが、照会の結果、複数の者が該当した場合、どのように対応しているか。	
①を選択の場合、「別途の方法」の概要を記載してください。 (マニュアルの有無、別途の方法で特定した場合の確認方法等)		
8-2	【Q8-1において①と回答した場合】 別途の方法にて対応する際、本人として特定できた場合のみ紐付けを行っているか。	
9	マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務を行う際、住基ネットの利用(J-LIS照会)や組織内の住基システムからマイナンバーを確認し、情報を紐付けるための手順として、どのような対応をとっているか。	
10	過去に何らかの原因でマイナンバーの紐付け誤りがあり(各業務システム内のデータが適正でなかった場合に起因する紐付け誤りを含む)、それを国(制度所管庁)への報告や公表のいずれもしていない事例がないか。ある場合、その原因は特定できているか。また改善されているか。	

項番	質問	回答をリストから選択 (一部自由記載)
11	【Q11は全自治体でご回答ください】 生活保護業務システムにおいてマイナンバーと被保護者情報は紐付けられているか。	
12	【Q11において②と回答した場合】 生活保護関係業務(保護申請時等)で本人等から取得したマイナンバーを、マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務に用いているか。	
13	【Q13~14は都道府県設置福祉事務所についてのみご回答ください】 保護申請等をどのように受け付けているか。	
	④を選択の場合、その内容を具体的に記載してください。	
14	【Q13において①・③・④と回答した場合】 町村役場及び都道府県において、どのようにマイナンバーを確認しているか。	
	③を選択の場合、その内容を具体的に記載してください。	